

将来を見通した施策の実施を！



原 幹雄 議員

町長 計画策定に当たっては、「住民参画」
「実現性」「分かりやすさ」を基本とし、
第5次総合計画を中心として、
整合性のとれた各種長期計画の策定を進めていく。

A 町長 農地以外で、近隣等からの苦情により、所有者に通知した件
Q 相続等により生じた不在地主による管理不十分な土地とその対応は。

活動によつて、佃畠林は比較的で少ない。相続人に農業公社の利用を勧め、不耕作地の拡大を防いでいきたい。

なお、当町以外に住所を有する方が所有している農



この景観を保つには

ふるさと納税制度の現況と取り組みは



筑井 あけみ 議員

町長は、ふるさと納税制度に力を入れ、寄附を財源にしたい考えを賀父歓会で示された。積極的な取り組みと制度のPR法を問う。

Q 平成21年1月から条例が施行されているが、現在までの状況を伺う。

A 町長 昨年12月末までに、104万円の寄附をいただいた。寄附申し込み時の活用希望により、健康事業やスポーツ活動事業に充てさせていただいた。

Q この制度のメリット・デメリットは。また、今後はどうなっていくと考えているか。

A 町長 メリットは、国が定めた制度であり、寄附の方法が簡単で気軽にないこと。5000円以上の場合は、越えた部分で住民税の税額控除があること。また、一般財源として利用ができるなどである。

Q 町として、寄附金（寄附者）に対し、特典を考えているのか。

A 町長 他の自治体では、特典として地元野菜や観光地の入場券のプレゼントを付けている。当町



ふるさと寄附により購入した社会体育館のコードレスバイク(手前の2台)

町長の未来予想図は

川端 宏和 議員



A 庁舎窓口に来庁したお客様が目的を達成できなかつたとき、そのクレームにどう対応するか。

Q お客様が目的を達成できなかつたとき、そのクレームにどう対応するか。

A 町長 職員一人ひとりが個別の業務を担当しているケースが多い。特別な判断を必要としない用件であれば、前任者で対応するなど工夫を行い、用務が済まないことのないよう努める。

Q お客様が目的を達成できなかつたとき、そのクレームにどう対応するか。

A 町長 バランスのとれた町政運営をするためには、人口だけではなく、健康・スポーツ施策等を行なう。一方では協働の推進を図り、幅広い施策方針とする。

Q 自律を選択した町において、他市との広域連携が必要と思うが、対応は。

町の景観を守るために、景観条例の制定を求む

三友 美恵子 議員



Q 「私たちちは、優れた景観が私たち一人ひとりの知恵とたゆまない努力によって守られ、つくるでいくことの大切さを認識し、このかけがえのない財産を後世に伝えていくための活動を振りあげよう」この

例の前文の一部である。東毛広域幹線道路の開通やスマートインターチェンジの開設な

どにより、我が町は大きく変わろうとしている。玉村町独自の景観を守りながら町を発展させていくために、第5次総合計画の中に、景観を守る政策が必要だと考える。

A 町長 景観行政は、単に美しいまちづくりを進めるだけでなく、地域のよさを再認識し誇りと愛着を生み、さらに地域のコミュニケーションニティーのつながりを強化し、地域力の向上に結びつかせることも可能な施

Q の今後についてどのように考えているか。

A 教育長 ターという複合施設のメリットを生かし、より充実した学習の機会と情報を住民に提供できるようにしたい。また公民館ボランティアを育成し、住民の自

策であると認識している。景観条例は、第5次総合計画の中で、これらの考え方を織り込みながら制定していく。

立した活動を支援するコーディネーター型公民館経営にシフトしていきたい。



混雑する役場の窓口



町の美しい風景を残そう（下茂木の桜並木）